

調理師免許証再交付 審査基準

【事務の根拠】

- 調理師法施行令（昭和三十二年政令第三百三三号。以下「令」という。）第十四条
調理師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。
 - 2 前項の申請をするには、申請書を免許証を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
 - 3 免許証を破り、又はよごした調理師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。
 - 4 調理師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

【免許証の再交付申請書の様式】

- 調理師法施行細則（昭和三十四年三月二十八日規則第三十四号）第五条
令第十四条第二項に規定する申請書は、別記第四号様式による。

年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

現住所 _____

ふりがな 性 別

氏 名 _____ 男・女

生年月日 _____ 年 月 日

本籍地 (国籍) _____

連絡先電話番号 _____ - _____

調理師免許証再交付申請書

下記により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

1 再交付の理由 (該当する番号を○で囲むこと)

① 紛失 ② 火事による焼失 ③ その他 (具体的理由 _____)

2 破り、汚し又は失った年月日

_____ 年 月 日

3 免許証番号及び免許年月日

東京都 第 _____ 号 _____ 年 月 日

(添付書類)

破り、又は汚した場合は、その調理師免許証

(注意事項)

氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

| 健康安全課收受印 | 保健所経由印 | 料金収納済印 | 手数料印 |
|----------|--------|--------|------|
| | | | |